

令和 6 年 12 月 27 日時点

### ③その他の主な意見と回答

※主な意見のうち、建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（素案）や入出力基準・チェックリスト（素案）と重複するものへの回答は、「①建築確認における BIM 図面審査ガイドライン（素案）への主な意見と回答」または「②入出力基準・チェックリスト（素案）への主な意見と回答」に記載しています。

| No. | 意見                                                                                                                                                                            | 回答                                                                                                                                                      |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.  | 参考テンプレートのバリエーションを充実してほしい。                                                                                                                                                     | 今後の検討の参考とします。                                                                                                                                           |
| 2.  | 参考テンプレートのソフトウェアのバージョンが最新ではない。                                                                                                                                                 | 参考テンプレートのソフトウェアのバージョン更新については、今後の検討課題とします。                                                                                                               |
| 3.  | BIM ソフトが違ってても、参考テンプレート等の基準は統一されたものか。設備などの表記は統一されているか。                                                                                                                         | 表記については、BIM 図面審査表現標準により、一定の標準化を図っており、テンプレートもそれを前提に作成しています。<br>なお、ソフトなどの違いにより表記が異なる場合については許容されています。                                                      |
| 4.  | テンプレートの準備を各社で行う場合、事前協議でテンプレートについて確認する必要はないか。申請後に自社のテンプレート使用が不可となることはないか。                                                                                                      | 入出力基準に対応したテンプレートであるかについては設計者が確認する必要があります。                                                                                                               |
| 5.  | 将来的なデータ審査に対して、データ構造を決めたうえでサンプルモデルは作成されているのでしょうか。どのようなパラメータでデータ連携をさせるかについて定められているのか。                                                                                           | そのようには作成していません。                                                                                                                                         |
| 6.  | BLCJ にて公開している意匠のサンプルモデル 01 と 02 では、申請時に記載する設計者チェックリストの「入出力基準に従って作成し、整合性確認の省略を求める図書」欄の記載が異なる（○と-のつけ方が違ってくる）。それぞれの場合に、設計者チェックリストがどのように記入されていることが正解なのかを、サンプルモデルと併せて例示されるとわかりやすい。 | ご指摘のとおり、修正します。                                                                                                                                          |
| 7.  | サンプル IFC モデルや LOD 指標は提供されるか。                                                                                                                                                  | 申請時に参考に提出して頂く BIM モデル（IFC）については、属性情報に関する基準は設けていません。このため審査に適合したサンプル IFC モデルは作成していません。<br>整合性確認の省略を求める図面が BIM モデル由来のものであることが確認できれば良いので、LOD 指標を示す予定はありません。 |
| 8.  | 敷地面積求積図に関して、サンプルモデルには含まれていないのはなぜか。                                                                                                                                            | ご指摘を踏まえ、サンプルモデルへの反映を検討いたします。                                                                                                                            |
| 9.  | データリンクによる機器表等においても、入出力基準に従って作成し、整合が担保される、として扱われると考えて良いか。                                                                                                                      | 貴見の通りです。<br>ただし、必ずしもデータリンクを行う必要はなく、BIM ソフトでの情報と機器表等の情報が一致していると確認が出来る場合においては、整合が担保されているとして良いと考えております。                                                    |

| No. | 意見                                                                                                                               | 回答                                                                                                          |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10. | 審査者がすべての BIM ソフトに精通するのは至難の業であり、今後対応するためには審査者のオペレーション教育が重要になる。                                                                    | BIM ソフトウェアの共通ファイルフォーマットである IFC データを提出することとしており、審査者がすべての BIM ソフトに精通する必要のない仕組みとしています。                         |
| 11. | 中小設計事務所所属の建築士にも周知が進むよう、建築士試験、更新講習テキスト等に BIM に関する基礎知識の意識誘導を検討するべき。                                                                | 今後の検討の参考といたします。                                                                                             |
| 12. | BIM 図面審査の際の注意事項を作成して欲しい。                                                                                                         | ご指摘は、マニュアルにて記載を行います。                                                                                        |
| 13. | 今後の BIM 図面審査の周知においては、大規模改修等に関わるコンストラクション・マネジメント分野も意識して欲しい。                                                                       | 今後の周知の参考といたします。                                                                                             |
| 14. | BIM ソフトによって差が出ることはないか。審査に適用が可能な BIM ソフトはある程度特定されるか。                                                                              | BIM ソフトによって、適用可能項目に差はありますが、BIM ソフトを特定するものではありません。                                                           |
| 15. | BIM ソフトウェアのサンプルを配布する予定はあるか。                                                                                                      | BIM ソフトウェアのサンプルの配布は考えておりません。ソフトウェアに関しては、ソフトウェアベンダーにお問い合わせください。                                              |
| 16. | BIM ソフトウェアの設定内容について、第三者のチェックが必要でないか。                                                                                             | BIM 図面審査では、入出力基準に基づき BIM データを作成したことについて、申請者が申告する仕組みとしております。                                                 |
| 17. | BIM 図面審査について、住宅性能評価にも対象を拡大すべき。                                                                                                   | 今後の検討の参考といたします。                                                                                             |
| 18. | 各特定行政庁によってセキュリティが異なるが、民間企業等とのデータのやりとりは統一できるか。                                                                                    | ICBA 電子申請受付システムのセキュリティは総務省のセキュリティガイドラインに準拠しています。<br>申請されたデータはそのデータ形式とファイル名のまま取り込まれるので、統一はされません。             |
| 19. | ICBA の電子申請受付システムには審査手数料の決済機能はないと聞いており、別途電子決済方法の検討が必要と考えている。申請者による電子申請受付システムへの申請日と、手数料の受領日が異なることが想定されるが、審査の起算日は審査手数料の受領日と考えてよいのか。 | 特定行政庁においては、各団体の考え方によります。<br>指定確認検査機関においては、業務規程に定められた引受通知した日となります。<br>いずれの場合も ICBA 電子申請受付システムでは、起算日の修正が行えます。 |
| 20. | BIM 図面審査に係る審査手数料は、通常の建築確認とは別に設定するのか。                                                                                             | 審査手数料は、各審査機関の判断により設定するものです。                                                                                 |
| 21. | 従来の紙による申請・電子申請と、明示すべき事項や記載方法等を変えないでほしい。                                                                                          | 図書に記載する事項は、紙による申請、電子申請と BIM 図面審査のいずれも違いはありません。                                                              |
| 22. | IFC データから、申請書が自動作成できるとよい。                                                                                                        | 今後の検討の参考といたします。                                                                                             |
| 23. | XML データの利用が想定されているが、具体的な運用方法や連携方法が明確に示されていない。                                                                                    | XML データの利用については、ガイドラインの規定から削除しました。                                                                          |

| No. | 意見                                                                          | 回答                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 24. | 延焼の恐れのある部分の範囲や道路斜線ライン、敷地外の用途地域へ落とす日影計算等が、IFC データや図面に自動で明示されるようなシステムにはできないか。 | ご指摘を踏まえ、BIM データ審査に向けて検討します。                                              |
| 25. | 日影図、天空率、避難検証法等の検討資料、計算書類はすべて PDF データで提出となるのか。                               | すべて PDF データとすることは求められておりません。ファイルの形式については審査・検査及び保存も考慮し、各審査機関が判断することとなります。 |
| 26. | 確認申請用 CDE について、計画変更時に変更前後の内容が容易に可視化できる機能があるとよい。                             | ICBA 確認申請用 CDE は、審査補助機能として、PDF の差分チェック機能を実装する予定です。                       |
| 27. | BIM 図面審査について、軽微な変更の取り扱いはどのようになるか。                                           | 現行の運用と変わりありません。                                                          |
| 28. | 確認申請に関係の無いデータが入っている BIM データから、BIM 図面審査のための IFC データを書き出すための設定項目を公開する予定はあるか。  | IFC2×3 の規定以外の設定項目を定める予定はありません。                                           |